

## 八尾市告示第97号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の工程（以下「特定工程」という。）及び同条第6項に規定する特定工程後の工程（特定行政庁が同条第1項第2号の指定と併せて指定するものに限る。以下同じ。）を次のとおり指定し、令和7年4月1日から実施する。

なお、平成19年八尾市告示第121号は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年2月28日

八尾市長 山本桂右

### 1 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構造又はこれらの構造を併用する構造（以下「併用構造」という。）の建築物で、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知（新築、増築又は改築に係るものに限る。以下「申請等」という。）に係る部分（増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法による場合は、当該増築又は改築に係る独立部分とする。）が次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿等を含む。）の用途に供する建築物で、床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) 1(1)に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3以上のもの又は床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

### 2 指定する特定工程と特定工程後の工程

次の各号の工事の区分に応じて、中間検査を行う建築物（2以上の建築物が該当する場合は、建築物ごと）の特定工程及び特定工程後の工程を指定する。ただし、当該建築物の各工事を2以上の工区に分割して施工する場合は、最も早期に施工する工区（当該工区が釜場など他の工区の規模に比べて著しく小さい場合を除く。）の工事を特定工程とする。

#### (1) 基礎工事

次の表の構造欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、同表の特定工程欄及び特定工程後の工程の欄に掲げる工事を特定工程及び特定工程後の工

程とする。ただし、法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物（木造の建築物のうち高さ16m以下であって、階数が2以下かつ延べ面積が300平方メートル以下であるものは除く。）に限る。

	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	すべての構造	基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）

(2) 建方工事

次の表の構造欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれ同表の特定工程欄及び特定工程後の工程の欄に掲げる工事を特定工程及び特定工程後の工程とする。

	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	壁の外装工事又は内装工事
	枠組壁工法の場合	耐力壁の設置工事	
2	鉄骨造	2階の床版の取付け工事	壁の外装工事又は内装工事
	平家建ての場合	建方工事	
3	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該工事を現場で施工しない場合は、2階のはり及び床版の取付	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で施工しない場合は、2階の柱

		け工事)	又は壁の取付け工事)
	平家建ての場合	屋根版の配筋工事	屋根版のコンクリート打込み工事
4	その他の構造	屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
5	併用構造	1 から 4 までの構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早期に施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合は、最も遅く施工する工事）	左記の構造の区分に対応する特定工程後の工程の工事

※ 指定する特定工程での中間検査を実施できないやむを得ない理由があり、上記に準ずる工事を特定工程とみなして検査する場合は、この限りでない。

### 3 適用

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日以後に申請等がされた建築物について適用し、同日前に申請等がされた建築物については、なお従前の例による。

### 4 適用除外

この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。

- (1) 法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等（建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第136条の2の11第1号に掲げるものに限る。）の製造者により製造又は新築される建築物
- (2) 法第85条の規定の適用を受ける建築物